

令和5年度女性活躍応援プロジェクト事業業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

宮崎市文化・市民活動課

1. 業務の目的

働く女性の知識や意欲を高め、地域に人脈を作る機会を提供することで、女性が管理職となることや管理職になった後の不安や抵抗感を軽減するとともに、本市全体のジェンダー平等意識を高め、市の魅力向上につなげるため。

2. 業務の概要

- (1) 名称 令和5年度女性活躍応援プロジェクト事業業務
- (2) 場所 市内一円
- (3) 内容 『女性活躍応援プロジェクト事業実施要綱』及び『令和5年度女性活躍応援プロジェクト事業業務委託仕様書』のとおり
- (4) 履行期間 令和5年10月1日から令和6年3月29日まで
- (5) 提案限度額 金1,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

3. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

- (1) 企業の課題や実態に精通した民間企業等の持つ経験や知識に基づいて講座内容を決定する方が、より高い事業効果が期待できるため。
- (2) 一律に価格による競争のみで業者選定するより、価格と内容を総合的に審査し、選定する方がより高い事業効果が期待できるため。

4. プロポーザル方式及びその理由

より高い成果が期待できる実施方法を検討するためには、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5. 業務スケジュール（予定） ※各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 公募開始日 | 令和5年7月14日（金） |
| (2) 参加申込書受付締切日 | 令和5年8月 4日（金） |
| (3) 参加資格確認結果通知日 | 令和5年8月10日（木） |
| (4) 質問の締切日 | 令和5年8月15日（火） |
| (5) 質問に対する回答日 | 令和5年8月18日（金） |
| (6) 提案書等の提出締切日 | 令和5年8月25日（金） |
| (7) プレゼンテーション審査日 | 令和5年9月 1日（金） |
| (8) 審査結果通知 | 令和5年9月 4日（月） |
| (9) 契約締結 | 令和5年9月21日（木） |

6. 参加資格

- (1) 応募時点において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体であること。
- (4) 役員等が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- (5) 公募開始の日から契約締結日までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 宮崎市税に滞納がないこと。

7. 参加申込みの手続

(1) 事務局（問合せ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
宮崎市役所 地域振興部 文化・市民活動課（第2庁舎 4階）
電話 0985-21-1835
FAX 0985-20-1564
Mail 45taiiku@city.miyazaki.miyazaki.jp

(2) 提出書類 ※①②③⑤については書式有

- ①参加申込書兼誓約書（様式第1号）
- ②応募者の概要（事業内容、実績、業務の実施体制等）がわかる書類（様式第2号）
※任意書類の添付可
- ③市税納税確認同意書（様式第3号）
- ④法人にあっては、商業登記簿謄本の写し又は登記事項証明書の写（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書（様式第4号）※宮崎市競争入札参加資格者名簿に登載されている場合は不要

(3) 提出方法

持参、メール又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あて提出。
（※メールの場合は、必ず事務局へ受信確認の電話連絡を行ってください）

(4) 提出期限

- ①持参・メールの場合 令和5年8月4日（金）午後5時
※持参の場合は、土日、祝日を除く。午前9時から午後5時までに
お持ちください
- ②郵送の場合 令和5年8月2日（水）までの消印有効

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和5年8月10日（木）までに通知する。

8. 質問及び回答

(1) 質問

本業務に関する質問については、原則として「質問書」（様式は任意）を提出するものとする。

①提出方法 メール又はFAXにより、7（1）の事務局あて送付すること。

（※必ず事務局へ受信確認の電話連絡を行ってください。）

①提出期限 令和5年8月15日（火）午後3時必着

(2) 回答

質問に対する回答は次のとおり行う。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

①回答方法 宮崎市のホームページに随時掲載する。

②回答日 令和5年8月18日（金）まで

③その他 提出期限までに到着しなかった質問書については、原則として回答しない。

9. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（様式第5号）

② 収支予算書（様式第6号）

③ 事業計画書（様式第7号）※各講座の講師案を記載

(2) 提出方法

持参、メール又は郵送（書留郵便に限る）により、7（1）の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

①持参又はメールの場合 令和5年8月25日（金）午後5時

※持参の場合は、土日、祝日を除く。午前9時から午後5時までに
お持ちください

②郵送の場合 令和5年8月23日（水）までの消印有効

(4) 企画提案書の作成方法

『令和5年度女性活躍応援プロジェクト事業業務委託仕様書』のとおり

10. 評価方法

(1) 別紙「審査基準」のとおり

(2) 受託候補者の選定方法

①「令和5年度女性活躍応援プロジェクト事業実施業務プロポーザル方式選定委員会設置要領」第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、審査基準に基づき採点を行う。

②審査の結果、合計点数が60%以上かつ審査基準のうち「② 事業の内容」の点数が60%以上の事業者のうち、各委員の採点結果の合計点数が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

③合計点数が同一の場合は、審査基準のうち「② 事業の内容」の点数が高い事業者を受託候補者として選定する。

(3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

1 1. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案者に書面で通知する

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
 - ・参加者の名称（50音順）
 - ・受託候補者以外の点数（点数の高い順）
- ※受託候補者以外の参加者の名称と点数は関連付けない

1 2. 契約に関する事項

(1) 契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行ったうえで協議が整った場合、契約を締結する。

(2) 契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則（平成元年規則第1号）第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同項各号に該当するときは免除とする。

(3) その他

- ①契約代金の支払いは概算払いとし、業務完了後に精算し、残金については返還することとする。
- ②受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

1 3. その他

(1) 提出書類の取扱い

- ①提出された書類は返却しない。
- ②提出された書類の訂正・差し替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- ③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。
ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例（平成14年条例第3号）に基づき対応する。
- ④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2) その他

- ①本プロポーザルに係る費用については、全て参加業者の負担とする。
- ②参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退するときは、辞退届を提出すること。
- ③企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。
- ④参加者が1者の場合には、本プロポーザルを中止する場合がある。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。